

『認定こども園自己点検・自己評価リスト』

新旧対照表

改正後	現行
-運営 6 - 20 教育及び保育の内容などの評価、反省等を行い、質の向上や改善に努めていますか。 法令等 ⑤認こ運営基準第 8 の <u>8</u>	-運営 6 - 20 教育及び保育の内容などの評価、反省等を行い、質の向上や改善に努めていますか。 法令等 ⑤認こ運営基準第 8 の <u>6</u>
-運営 9 - 29 各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 法令等 ㉙保育所における感染症対策ガイドライン ㉙児童福祉施設における感染症対策マニュアル ㉚保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	-運営 9 - 29 各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 法令等 ㉙保育所における感染症対策ガイドライン ㉙保育所におけるアレルギー対応ガイドライン ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
-運営 9 - 33 各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 法令等 ⑥特定運営基準第 32 条 ㉛教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン	-運営 9 - 33 各種マニュアルを整備し、職員に周知していますか。 法令等 ⑥特定運営基準第 32 条 ㉛追加

-運営 10-

34 認定こども園を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定し、それについての研修や周知をしていますか。

着眼点

- ・安全計画の内容について職員や保護者へ周知すること。
- ・研修や訓練を定期的に実施すること。
- ・安全計画の内容は定期的に見直しを行い必要に応じて変更を行うこと。

法令等

⑤認可運営基準第 8 の 6, 7

⑦最低基準第 6 条の 3

③保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

新規

-運営 10-

36 認定こども園は通園・園外活動等を目的とした自動車（園バス）等を運行するときは、車内に子どもの見落としを防止する装置（ブザー等）を備えそれを用いて所在の確認をしていますか。

着眼点

- ・子どもの乗降車の際には点呼等により子どもの所在を確実に確認する必要があります。
- ・ブザー等の安全装置の設置が義務づけられています。

新規

参考事項

・幼保連携型認定こども園についてはブザー等の見落とし防止装置の設置及びこれを用いることに困難な事情がある時は令和6年3月31日まで間、1年間の経過措置を設ける。
ただしそれに変わる措置を講じて児童の所在の確認をおこなわなければならない。

法令等

- ⑤認可運営基準第8の6、7
- ⑦最低基準第6条の4
- ㉖送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

※その他、手引きの改訂により番号・目次番号の変更修正あり

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

[参考資料]

2 自己点検・自己評価の考え方

(3) 認定こども園の自己評価にかかる規定

新旧対照表

改正後	改正前
<p>P2</p> <p>3 自己点検・自己評価の実施方法</p> <p>(1) 自己点検・自己評価リストの構成</p> <p>自己点検・自己評価リストは、「運営編」50項目、「会計編」17項目及び「労務編」25項目で構成しています。</p> <p>「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。</p>	<p>P2</p> <p>3 自己点検・自己評価の実施方法</p> <p>(1) 自己点検・自己評価リストの構成</p> <p>自己点検・自己評価リストは、「運営編」48項目、「会計編」17項目及び「労務編」25項目で構成しています。</p> <p>「運営編」では、主に認可・認定基準のほか、教育及び保育の内容や全体的な計画、健康・衛生管理や事故防止・安全対策のほか、食事提供に係る取組等を点検します。「会計編」では、各園における日常的な会計管理や出納事務、保護者徴収金を点検します。また、「労務編」では、主に人事管理等を点検します。</p>

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

○ 根 拠 法 令 等

(1) 法令等一覧

新旧対照表

新	旧
P10 ⑥特定運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 <u>29</u>	P10 ⑥特定運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 28
P11 ⑯ <u>送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン</u> 51	新設
⑰ <u>児童福祉施設における業務継続ガイドライン</u> 51	新設
⑱ <u>保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)</u> (<u>2022(令和4)年10月一部改定</u>) 51	⑰ <u>保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)</u> (<u>2021(令和3)年8月一部改定</u>) 48
⑲ <u>児童福祉施設における感染症対策マニュアル</u> 51	新設
⑳ <u>保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項</u> 51	新設

P12

⑩~~処遇改善等加算通知~~：施設型給付費等に係る~~処遇改善等加算~~について〔令和4年11月7日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知〕 77

P12

⑦~~処遇改善等加算通知~~：施設型給付費等に係る~~処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱ~~について〔令和2年7月30日内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長連名通知〕 74

※その他、手引きの改訂により、番号および掲載箇所に変更があった法令については掲載ページを修正

『認定こども園自己点検・自己評価の手引』

(2) 関係条文等

新旧対照表

新	旧
<p>③ 法施行規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (学校保健安全法施行規則の準用)</p> <p>第27条 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第1条、第2条、第5条第1項、第6条第1項（第8号を除く。）及び第2項、第7条第1項から第4項まで及び第6項から第8項まで、第8条第1項、第3項及び第4項本文、第9条第1項（第5号を除く。）、第10条から第24条まで並びに第28条から第29条の2までの規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>③ 法施行規則：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 (学校保健安全法施行規則の準用)</p> <p>第27条 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第1条、第2条、第5条第1項、第6条第1項（第8号を除く。）及び第2項、第7条第1項から第4項まで及び第6項から第8項まで、第8条第1項、第3項及び第4項本文、第9条第1項（第5号を除く。）、第10条から第24条まで、第28条並びに第29条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>読み替える学校保健安全法施行規則の規定</p> <p>(略)</p> <p>第8条第1項、第3項及び第4項、第11条、第20条、第21条第1項、<u>第28条第1項並びに第29条の2</u></p>	<p>読み替えられる学校保健安全法施行規則の規定</p> <p>(略)</p> <p>第8条第1項、第3項及び第4項、第11条、 第20条、第21条第1項並びに第28条第1項</p>
<p>読み替えられる字句</p> <p>児童生徒等</p>	<p>読み替える字句</p> <p>児童生徒等</p>
<p>読み替える字句</p> <p>園児</p>	<p>読み替える字句</p> <p>園児</p>

⑤ 認可運営基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準〔平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号〕

第5 教育及び保育の内容

1～4 (略)

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

1～7 (略)

8 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

9 (略)

第8 管理運営等

1～5 (略)

6 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

7 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する

⑤ 認可運営基準：就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準〔平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号〕

第5 教育及び保育の内容

1～4 (略)

追加

第8 管理運営等

1～5 (略)

追加

追加

装置を備え、これを用いて6に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

8, 9 (略)

附則

1~6 (略)

7 第3の1により置かなければならぬ保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第2の1により認定こども園に置くものとされる職員の数の3分の1を超えてはならない。

(略)

<u>附則第6項</u>	<u>第3の1、2及び4により置かなければならぬ幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者</u>	<u>都道府県知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者</u>
--------------	--	---

6, 7 (略)

追加

附則第7項	第3の1により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等	
⑥ 特定運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準			⑥ 特定運営基準：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (児童福祉施設と非常災害)			⑦ 最低基準：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (児童福祉施設と非常災害)
<p>第6条 児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第9条の5及び第10条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。第9条の4及び第10条第2項において同じ。）においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p><u>（安全計画の策定等）</u></p> <p>第6条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援（新設）センターを除く。以下この条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するととも</p>			<p>第6条 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p><u>（追加）</u></p>

に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用し

(追加)

(追加)

ない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第9条の4 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第10条 (略)

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及び防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

㉓ 学校保健安全法施行規則

附則

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第29条の2

学校においては、児童生徒 を運行するときは、児童生徒等の通学、校外における学習のための移動その他の児童生徒等の移動のために自動車を

(追加)

(追加)

㉔ 学校保健安全法施行規則

(追加)

運行するときは、児童生徒等の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童生徒等の所在を確実に把握することができる方法により、児童生徒等の所在を確認しなければない。

2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

㉕ 児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条

2 前項の規定による通告は、児童福祉法第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

㉖ 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン

㉗ 児童虐待の防止等に関する法律

（児童虐待の早期発見等）

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

第6条

2 前項の規定による通告は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

㉘ 児童福祉施設における業務継続ガイドライン

（追加）

㉙ 児童福祉施設における感染症対策マニュアル

（追加）

<p><u>③② 保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項</u></p>	<p>(追加)</p>
<p><u>④⑨ 育児・介護休業法：育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</u> <u>(不利益取扱いの禁止)</u></p> <p>第 10 条 事業主は、労働者が育児休業申出等（育児休業申出及び出生時育児休業申出をいう。以下同じ。）をし、若しくは育児休業をしたこと又は第 9 条の 5 第 2 項の規定による申出若しくは同条第 4 項の同意をしなかったことその他の同条第 2 項から第 5 項までの規定に関する事由であって厚生労働省令で定めるものを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>	<p><u>④⑯ 育児・介護休業法：育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律</u> <u>(不利益取扱いの禁止)</u></p> <p>第 10 条 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。</p>